

議案第 3 7 号

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 6 3 年前橋市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表清掃業務手当の項の次に次のように加える。

道路上作業手当	交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕等の作業に従事した職員	日額	3 0 0 円
---------	----------------------------------	----	---------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。